

平成 21 年 2 月 25 日

各 位

株 式 会 社 モ リ モ ト  
代 表 取 締 役 社 長 森 本 浩 義  
申 立 代 理 人 弁 護 士 綾 克 己

### 再生計画案提出期限伸長のお知らせ

謹啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、弊社の事業ならびに民事再生手続きに多大なご支援ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

平成 20 年 12 月 8 日の民事再生手続開始時のスケジュールにおいて、弊社の再生計画案の提出期限は平成 21 年 2 月 26 日までと定められており、その旨を債権者の皆様にご案内させていただいておりましたが、このたび、再生計画案提出期限の伸長を東京地方裁判所に申請し、平成 21 年 4 月 24 日まで伸長するとの決定を受けましたので、お知らせいたします。

弊社は再生計画案の策定にあたり、スポンサーによる支援をふまえた事業再生を実施するという方針の下、これまでに、スポンサー選定手続きを順調に進めており、弊社の分譲マンション事業に高い評価をいただいた複数のスポンサー候補者から意向表明書を受領しております。しかしながら、弊社の資産規模が大きいことから、スポンサー候補者から、弊社を適切に評価するためのデューデリジェンス及び再生支援の検討・協議に追加で相当程度の期間が必要との要望があったため、提出期限の伸長を申請いたしました。

再生計画案の提出期限伸長に伴い、4 月中旬開催の見込みであった再生計画案決議のための債権者集会も 6 月頃の開催となる見込みです。

弊社といたしましても、出来る限り早期の再生計画案の策定を企図しておりますが、スポンサー候補者から適切な評価を受け、実効性のある再生計画案をご提示することが、各債権者の皆様方の利益にかなうものと判断したものであります。

今後、弊社は出来る限り早期に再生計画案を策定すべく最善の努力を図り、事業再生に向けて役職員一丸となって邁進する所存でありますので、今後とも変わらぬご支援とご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

謹白